

羽村市区画整理 取り消し

住民訴訟地裁判決 「無理ある収入計画」

羽村市のJR羽村駅西口周辺の土地区画整理事業は違法として、住民や地権者ら121人が市を相手取り、事業の取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は22日、事業の取り消しを認める判決を言い渡した。古田孝夫裁判長は、あてのない収入を資金計画に盛り込んでいくなどとして、土地区画整理法などに違反するとして、市は「誠に遺憾」として控訴する方針だ。

事業計画は、2003年から22年までに駅前の約42区を整備して幹線道路や公園を造るとし、03年に都知事から認可された。市は14年に計画を変更し、355億円だった事業費を370

億円に増額するなどした。原告側は15年、変更の取り消しを求めて提訴していた。

判決では、市が14年度から21年度までに約239億円を賄うとした市の資金計画について「無理のある見通しのない収入予算を記載している」と指摘。市の1年間の歳入総額が210億、240億円なのに、資金計画では事業に77億円以上を支出する年度もある点を挙げ「非現実的」とした。

事業期間についても「実現不可能」として、事業期間を適切に定めるよう規定した同法に違反するとして、古田裁判長は事業に伴う家屋の移転などが十分に

進んでいない点を挙げ「本件事業の進捗状況と乖離している」と指摘した。

立川市役所で記者会見した原告代表の山下一夫さん(78)は「土地区画整理がどのくらいの期間で行われるのかなど、何も分からない状況だった。(判決を)ありがたく思っている」と話した。

